

11-30

総学庶第1518号 昭和55年11月1日

内閣総理大臣 鈴木 善幸 殿

日本学術会議会長 伏見 康治

写送付先：大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、  
通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、  
建設大臣、自治大臣、総理府総務長官、行政管理  
府長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、  
環境庁長官、北海道開発庁長官、人事院総裁、  
大蔵省印刷局研究所長、警察庁科学警察研究  
所長、科学技術庁航空宇宙技術研究所長、科学  
技術庁金属材技術研究所長、科学技術庁放射  
線医学総合研究所長、科学技術庁国立防災科  
学技術センター所長、科学技術庁無機材質研  
究所長、環境庁国立公害研究所長、北海道開発  
庁北海道開発局土木試験所長、防衛庁技術研  
究本部長、全国知事会会長、全国市長会会长、  
全国人事委員会連合会会长、全国衛生研究所  
長会会长、全国農業試験場長会会长、全国畜  
産試験場長会会长、全国蚕糸業試験場長会会  
長、全国林業試験場長会会长、全国水産試験場  
長会会长、全国淡水魚試験場長会会长、全国工  
業試験場長会会长、全国繊維試験場長会会长、  
全国食品関係試験研究所長会会长、全国公害  
センター所長会会长、各省直轄研究所長連絡  
協議会代表幹事

#### 国・公立試験研究機関の運営の改善について（勧告）

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

国・公立試験研究機関は、その公的性格と、目的をもって設立されている点から、大学及び民間研究機関とは性格を異なるが、我が国における学術研究の重要な一環を担っていることはいうまでもない。

国・公立試験研究機関は、その性格上、主として公共性の強い研究分野を分担し、組織的、系統的に研究・開発を推進し、研究の成果を公正に社会に還元することを求められるとともに、得られた科学的成果を適切に行政に反映することが期待されている。

近年、資源・エネルギー問題、防災問題、環境・健康問題、食糧問題等、国及び地方公共団体が長期的視野に立って研究・開発に取り組まなければならない課題が増加していること、科学・技術研究の国際化のすう勢から、先進国、発展途上国を問わず、協力・援助の要請が強まっていること等から、国・公立試験研究機関の果たすべき役割はますます大きくなっている。

しかしながら、現状では、国・公立試験研究機関及びそこで研究業務に携わる研究公務員に法

制上明確な位置付けが与えられているとはいえるが、また实际上も事態に即した弾力的な運営が行われているとはいえない。そのため、研究業務を有効、能率的に遂行する上で多大の障害を感じている。

よって、政府が下記の諸点に付き、速やかに改善の措置をとられるよう、勧告する。

1. 国及び各省庁が國・公立試験研究機関にかかる科学・技術上の施策、計画を策定し、また各省庁が試験研究機関の人事、予算を立案、決定するときは、あらかじめ試験研究機関の意見を聴き、その意見を尊重すること。
2. 国立試験研究機関における研究員の採用に当たっては、選考によって採用しうる途を拡大すること。
3. 国外・国内の学会等への出席に関し、旅費予算の増加に努めるとともに、やむを得ず旅費の伴わない出席の必要が生じた場合において、試験研究機関の長が適當と認めるときは、休暇又は欠勤によることなく、出席が可能となるようにすること。
4. 研究公務員の自己開発、自己再教育に関し、試験研究機関の長が適當と認める場合には、勤務の場所を離れて研修を行う機会を与えるようにすること。
5. 大学の非常勤講師等、研究に関連のある職との兼職に関し、試験研究機関の長が業務に差し支えないと認める場合には、兼職が可能となるようにすること。
6. 国・公立試験研究機関の性格、任務、運営に関する法制度の整備に努めること。そのさい、研究業務の特質と特殊性にかんがみ、研究公務員特例法の制定について考慮すること。

なお、地方公共団体についても、公立試験研究機関に関し、上記と同等の措置がとられるよう期待する。

#### 説 明

##### 1. 国・公立試験研究機関及び研究公務員にかかる法制度の必要性について

国立試験研究機関は各省庁設置法により、公立試験研究機関は各地方公共団体の条例又は組織規程によって個別に設置が定められており、国又は地方公共団体を通じての包括的規程としては、国家行政組織法第8条第1項及び地方自治法第2条第3項5号に附屬機関と定める条項があるにとどまり、試験研究機関の性格、任務、運営の基準を明示した一般的、包括的な規定はまったく存在していない。そのため、国及び地方公共団体を通じて、試験研究機関の性格、任務が明確さを欠き、研究・開発業務の円滑な推進にとって障害となっている。

また、前記のように、国・公立試験研究機関は、行政組織上本省若しくは本庁の附屬機関であるが、一般行政機関と同一の取り扱いを受けるため、本省若しくは本庁の部局、ある場合には課の指揮監督を受ける立場にあって、地位上の上下関係が生じ、研究業務の特質上欠くことのできない試験研究機関の相対的独立性と運営の弾力性が失われると同時に、得られた科学的成果を適切に行政に反映する上で困難を感じている。

次に研究公務員についてみると、国立試験研究機関にあっては国家公務員法により、公立試験研究機関にあっては地方公務員法によって、研究公務員の任用、服務、勤務条件が一般行政職員とまったく同一の基準で扱われているために、研究業務の円滑な遂行に必要な弾力的

運営がきわめて困難であり、結果として、研究に不可欠な自発性、創意性の發揮に重大な障害を生じている。非弾力的な勤務条件は、同時に、国・公立試験研究機関相互の、あるいは大学、民間研究機関との連携、協力、共同研究において、更に国際学術交流・協力において、円滑な推進を図る上での一つの困難な要因になっている。

これらの諸問題を有効適切に解決するための基盤として、国・公立試験研究機関及び研究公務員に關し、行政部局に対する試験研究機関の一定の独立性及び研究業務に適合した研究公務員の勤務条件並びに身分保障の承認として、法制の整備が求められるゆえんである。

日本学術会議は設立当初から現在に至るまで、研究公務員の身分保障及び国立試験研究機関の運営の改善について、政府に対し種々の勧告、要望を行ってきた。すなわち、昭和25年3月31日には「国立研究機関において研究に従事する国家公務員に対する特別な法的措置について」の勧告を行い、同年12月8日には、このことについて再勧告した。続いて昭和26年3月8日には「研究者の身分保障について」の申入れ、昭和29年10月27日には「研究公務員制度について」、昭和31年3月2日には「研究公務員に対する特例法の制定について」の要望を行った。更に昭和46年11月9日には「国立研究機関の運営と研究公務員の現状の改善について」の勧告を行い、具体的な問題点を指摘して政府の対策を要望した。

また、昭和51年6月3日の「再び科学研究基本法の制定について」の勧告においても、第18回ユネスコ総会で採択された「科学研究者の地位に関する勧告」の精神に立脚して、「国・公私立の研究機関が、自主性と民主性に立脚して、各々その特殊性を通して科学の発展に寄与しうるような措置が講じられなければならない」との基本的理念を明らかにしたところである。なお、ユネスコの「科学研究者の地位に関する勧告」においても、「加盟国は、科学研究者が公的に支持された科学研究及び実験的開発の遂行に当たって各自の職務と科学及び技術の進歩にふさわしい一定の自治を享受しつつその公的な責任を尊重することを確保するため、自國の必要に適した措置をとるべきである。」(パラグラフ8)と述べていることを指摘しておきたい。

一方、科学技術会議でも、その諸文書、特に昭和35年に出された第1号答申及び昭和41年の「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」において、国立研究機関の運営並びに研究公務員制度の改善について提案を行い、後者は研究公務員特例法の制定に関しても言及しているところである。

## 2. 具体的改善点について

### (1) 試験研究機関の意見尊重について

国及び各省庁が科学・技術に関する施策、計画を策定し、又は人事、予算を立案、決定するに当たって、試験研究機関に直接かかわりのある場合においてさえも、あらかじめ当該試験研究機関の意見を聽く措置が講じられておらず、実際の運用上もそのような機会が与えられることはきわめて少ない。例えば、研究費(経常研究費)の統一単価や各省庁の試験研究にかかる予算要求の際も、試験研究機関の長が直接大蔵省に説明する機会はほとんど与えられていない。このような現状は直ちに改められるべきである。その際、現在科学技術庁

が主催している国立研究所長会同や各省庁における研究所長会議の性格と権限を明確にした上、活用を図ることも一つの方法であろう。

(2) 選考採用の拡大について

公務員の採用に当たっては、公平の原則に基づき、試験採用を基準にすることは当然のことであるが、研究公務員に関しては、研究業務の特殊性、専門分野の分化等により、必ずしも一律に扱い得ない場合がある。そのため、従来から研究公務員の採用については、選考による採用が一部行われてきたところであるが、近年、選考採用の規制が強化される傾向にある。よって、試験研究機関が研究員を採用する場合には、実情に即し、選考採用の機会を拡大されるよう要望する。

(3) 学会等への参加に対する措置について

国内、国外の学会、研究集会に参加するための旅費については、現在でも統一単価による学会出席旅費及び国際研究集会参加旅費が予算化されている。しかし、それらの予算額は、最低限の必要をみたすにさえ、はるかに及ばず、国内外の研究・学術交流の活発化に伴い、やむを得ず旅費を伴わないで参加する事例が増加している。

しかし、現状では、このような場合、旅費を伴わない国内、国外の学会等への参加は、原則として出張、職務専念義務免除等の取り扱いを受けることが認められず、やむなく休暇又は欠勤として処理しているのが実情である。

こうした事態の改善には、学会等への出席旅費の大幅な増額が不可欠の前提であることはいうまでもないが、当面、大学においてとられている措置に準じて、試験研究機関の長が適当と認める場合は、休暇又は欠勤によることなく、出席可能となるような措置がとられるよう要望する。

(4) 勤務の場所を離れた研修について

現在においても、流動研究員、国内研修等の制度はあるが、実際の研究遂行の過程で起これ得る研修の必要に対し、迅速かつ適切に活用するためには困難がある。したがって、このような場合には、大学におけると同等の措置により、試験研究機関の長が適当と認めるときは、勤務の場所を離れて、研修を受けられるよう措置するのが妥当である。

なお、前記2項に関して、研究公務員が研究業務を遂行するに当たっては、教育公務員と同様、不断の自己研修が不可欠であることはいうまでもない。

(5) 大学の非常勤講師等への兼職について

大学の非常勤講師等への兼職については、現在もまったく不可能ではないが、なお著しい制限を受けている。すなわち大学より依頼があったときも、所属省庁の承認を得るのにかなりの困難があり、また承認の得られた場合も、大学から手当を受けるときには、旅行時間を含めて勤務時間外であることが条件とされる。そのため、講義時間が多くは土曜日の午後に限られ、また遠距離で宿泊を要するときには事実上不可能になるなど、著しく制限された形になっている。非常勤講師等への兼職は、本来の研究業務を遂行する上にも好ましい効果をもつことが多く、かつ大学との交流上も極めて有効であるので、大学におけると同等の措置

を講じて、試験研究機関の長が業務に差し支えないと判断するときには、その権限で兼職を認め得るようすべきである。

(6) 法制の整備について

前記(1)～(5)に述べた諸点は、現行の諸法規の運用によっても、おおむね実現が可能と考えられる。しかしながら、「1.国公立試験研究機関及び研究公務員にかかる法制整備の必要性について」の項目で述べたように、根本的には、試験研究機関の性格、任務、運営の基準を示した一般的、包括的な法律の制定、及び研究公務員の地位を規定した研究公務員特例法の制定を含む法制整備が望ましいことは、いうまでもない。したがって、政府は、現行法規の運用による改善に努力するとともに、あわせて法制整備の検討を開始されるよう、強く要望するものである。この問題に関し、本会議も必要に応じて意見を述べる用意がある。

11-31

総学庶第1513号 昭和55年11月5日

内閣総理大臣 鈴木善幸

日本学術会議会長 伏見康治

写送

外務大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、労働大臣、自治大臣、総理府総務長官、行政管理庁長官、科学技術庁長官、環境庁長官、全国知事会会长、国立大学協会会长、公立大学协会会长、日本私立大学协会会长、日本私立大学連盟会会长、私立大学懇話会会长、全国医学部長、病院長會議会会长、私立医科大学协会会长、(社)日本私立歯科大学协会会长、全国歯科大学学長會議会会长、全国私立薬科大学学長・学部長會議会会长、国公立大学薬学部長會議会会长、全国国立大学薬剤部長會議会会长、日本医師会会长、日本歯科医師会会长、日本薬剤師会会长、日本医学会会长、日本歯科医学会会长、薬学教育協議会会长、全国私立薬科大学理事長會議議長、国立大学医学部長會議議長、国立大学病院長會議議長、日本薬学会会頭、その他関係学協会の長

動物実験ガイドラインの策定について(勧告)

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近時動物実験の重要性は医学、生物学等、多くの学問領域においてますます浸透増大しつつあ